

いちかわTMO会則



【総則】

本会はいちかわTMOという。

【目的と活動】

本会は市川市地域におけるTMO会員の親睦と連携を図り、環境、生活、文化、教育等の向上と市川市民への貢献を目的とする。

これを達成する為に以下の活動を行う。

1. 地域活動の事業と支援を行う
2. 市川市の政策・事業に提案する
3. 上記の人材のネットワーク構築を行う
4. いちかわTMO講座の支援
5. その他、上記事業に関連することを行う

【会員】

1. 本会の会員は、TMO 会員・TMO 準会員・TMO 賛助会員をもって構成する。
2. TMO 会員は、市川市よりいちかわTMO講座の修了認定を得、会費を納めたものとする。
3. TMO 準会員は、現在いちかわTMO 講座受講中のものとする。
4. TMO 賛助会員は、TMO の理念に賛助協力するものとする。
5. 会員は本会の目的を理解して相互に融和、協力するものとする。
6. 本会に入会または脱会するときは会長に届け出るものとする。

【機関ならび組織】

1. 本会は下記の機関を置く。
(1). 総会 (2). 運営委員会
2. 総会は本会の最高の決議機関である。
3. 総会はTMO 会員をもって構成し、総会成立の定数はTMO 会員の二分の一をもって成立とする。決議は、出席者の過半数をもって議決する。委任状は有効数に含まれる。
4. 総会は下記の事項を決定する。
(1). 事業計画および事業方針
(2). 会長の選出
(3). 会則の改訂
(4). 会計報告（予算・決算承認）
(5). 本年度年会費の決定
(6). 運営委員会は、総会の決議に基づいて本会を運営する
(7). その他の重要事項

【役員】

本会の役員は、会長と運営委員とする。

会長は本会を代表する。運営委員は必要に応じて会長が任命する。

本会の事務局は会長宅とする。

【会計】

本会の経費は会費ならび寄付金を以ってこれにあてる。

会費は別途定める。

本会の会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする。

【付則】

本会則は2010年11月10日より実施する。

本会則の改廃は総会決議による。